

第3次香川県がん対策推進計画 骨子(案)

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

- ・ 本県において、がんは昭和52年から死亡原因の第1位となっている。特に、50代から60代はがんが死亡原因の4割を超えており、県民の生命と健康にとって重大な問題である。
- ・ 平成25年3月に策定した「第2次香川県がん対策推進計画」に基づき、各種のがん対策を推進してきたが、今年度、国のがん対策推進基本計画の見直しが行われ、本県においても、現計画の計画期間が終了することから、国の基本計画を基本としつつ、本県の状況等を踏まえて、次期計画の策定を行うものである。

2. 計画の位置づけ

- ・ がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に基づく「都道府県がん対策推進計画」である。
- ・ 国の「がん対策推進基本計画（平成29年〇月閣議決定）」を基本としつつ、「香川県がん対策推進条例（平成23年香川県条例第34号）」を踏まえたものとする。

3. 計画の基本理念

- ・ 県と市町、がん患者を含めた県民、保健医療従事者、患者団体を含めた関係団体、事業所やマスメディア等が、一体となってがん対策に取り組むことで、「県民一人ひとりが、がんを知り、お互いに手をたずさえてがんと向かい合う香川県」の実現を目指す。

4. 計画期間

- ・ 平成30年度から平成35年度までの6年間

第2章 本県のがんを取り巻く状況

1. 人口の高齢化
2. がん患者の状況
3. がんによる死亡者の状況
4. がん医療の状況

第3章 前計画の評価

第4章 全体目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・ がんのリスク等に関する科学的根拠に基づき、がんリスクの減少による発症予防（1次予防）や、がんの早期発見・早期治療（2次予防）を推進することで、がんの罹患者や死亡者の減少を実現する。

2. 患者本位のがん医療の実現

- ・ がん医療の質の向上や、がんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を通じて、それぞれのがん患者が適切な医療を受けることができる、患者本位のがん医療を実現する。

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・ がん対策に携わる関係者が連携して、充実した医療・福祉サービスの提供や、必要な支援を行う仕組みを構築することで、がん患者が、住み慣れた地域で、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する。

第5章 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(1) がんの発症予防の推進

- ① 喫煙対策
- ② 食生活、運動等の生活習慣の改善
- ③ 感染に起因するがん予防対策

(2) がんの早期発見・早期治療の推進

- ① がん検診の受診率の向上
数値目標：がん検診受診率（69歳以下） 55%以上
- ② 精密検査の受診率の向上
数値目標：精密検査の受診率 90%以上
- ③ がん検診の精度管理の充実

2. 患者本位のがん医療の実現

(1) がんの各治療法等の充実とチーム医療の推進

手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法、がんゲノム医療、病理診断

(2) それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん

(3) がん登録の推進

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- (2) がんに関する相談支援や情報提供体制の充実
- (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者の支援
- (4) がん患者等を取り巻く社会的な問題への対応

4. がん対策を支える基盤の整備

- (1) 医療従事者等の育成
- (2) がん教育の推進

第6章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために

1. 計画の進行管理
2. 計画の見直し
3. がん対策を推進するために